令和２年４月１７日

保護者の皆様へ

酒田市健康福祉部子育て支援課長

（　公　印　省　略　）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

（緊急事態宣言後の対応）

日頃から、本市の教育・保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

　さて、４月１６日に総理大臣が緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大することを発表しました。一方、山形県では、同日に、４月２５日から５月１０日まで業種を特定し休業要請することを発表しました。現時点では、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設等（以下「保育所等」という。）及び学童保育所の対応等に係る要請は受けておりません。

なお、国の緊急事態宣言を受けての保育所等及び学童保育所の対応で、改めて県から示された場合はご連絡いたします。

　つきましては、現時点での保育所等及び学童保育所の利用については、引き続き、下記のとおりお願いいたします。

　状況が日々変化することから、対応については変更になる場合や、急なお知らせとなる場合があることをご了承ください。

記

１　登園（登所）前に必ず児童の体温を計測してください。

２　発熱や咳等、風邪の症状がみられるときは、園（所）内での感染防止のため登園（登所）を控えてください。

３　職場の休業やシフトによる休暇など家庭で保育が可能な場合は、家庭内保育を行い、登園（登所）自粛にご協力願います。（５月９日（土）まで）

４　登園（登所）時は、マスク着用が可能な児童はマスクを着用させてください。なお、保護者の方も送迎の際は、できる限りマスクの着用をお願いします。

５　保育所等又は学童保育所において、新型コロナウイルス感染症が確認された場合は、休園（休所）となりますので、ご理解ご協力お願いします。

問合せ先

酒田市健康福祉部子育て支援課

TEL0234-26-5735

FAX0234-23-2258

e-mail: kosodate@city.sakata.lg.jp